

生物多様性に対する企業の社会的責任

——環境の持続可能性の視点からの考察——

Corporate social responsibility (CSR) to biodiversity
— Study from the viewpoint of environmental sustainability —

宮崎 正浩・舩井 まり
Masahiro MIYAZAKI, Mari MOMII

要 旨

人類の存続の基盤である生物多様性の損失が加速化している。このため、生物多様性条約（1992年）が採択されるなど、世界的に政府や市民社会の主導によりその保全への取り組みが行われているが、十分な効果は上げられていない。このため、最近では、生物多様性に依存するとともに大きな影響も与えている企業がその社会的責任（CSR）として自主的に保全活動を行うことが期待されている。

本研究の目的は、環境の持続可能性の視点から、CSRとしての企業の活動が生物多様性の保全にどの程度貢献するかについて分析し、それをより有効なものとするためのNGOや政府の役割について明らかにすることである。

本研究の結果、環境の持続可能性の視点からは、生物種の絶滅リスクを高めることを防止する必要があるが、これを達成するためには、現状のような企業のCSRとしての自主的取り組みでは不十分であり、企業が生物多様性に与えている影響を定量的に評価し、その公表を法的に義務化するとともに、生物多様性のネットでの損失をゼロすること（ノーネットロス）を目標とした政府の規制や、生物多様性へ影響を与える原材料の国際取引において生物多様性に配慮し持続的な管理がされた原材料のみを適法とする法的拘束力のある国際条約の検討が必要であると結論付けた。

1 はじめに

世界的な生物多様性の損失が加速化している。世界的に拡大した人類の経済活動による野生動物の生息・生育地の減少、生物資源の大量消費に起因する乱獲、外来種の移入などがこの主な原因とされている。

このように危機的な状況にある生物多様性を保全しようと、1992年には生物多様性条約(CBD)が成立するなど、様々な取組みが世界的に行われている。CBDの締約国会議(2002年)では、2010年までに生物多様性の減少速度を顕著に低下させることを目標とすることが決められた。しかし、国連ミレニアム生態系評価(2005)によると、世界の大部分の生態系サービスの劣化が進行し、生物種の絶滅速度は加速しており、この目標の達成は不可能と見られている。また、地球温暖化によって生物種の絶滅リスクはさらに高まることが懸念されている。

このような中で、最近では、生物多様性に依存するとともに大きな影響も与えている企業がその社会的責任(CSR)として自主的に保全活動を行うことが期待されるようになった。2006年のCBD第8回締約国会議(COP8)では、企業の自主的な取組みを奨励する決議が採択された。これを受けて、2008年の第9回CBD締約国会議(COP9)において、議長国であるドイツ政府の働きかけで設立された「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」では日本企業9社を含む世界の34社が生物多様性保全に向けたリーダーシップ宣言に署名した。

このように、企業の社会的責任(CSR)として生物多様性保全に取り組む企業は増えてきている。しかし、環境の持続可能性の視点から見て、このような企業の取組が生物多様性の保全へ実際の程度貢献するかは明らかではない。

本研究の目的は、環境の持続可能性の視点から、CSRとしての企業の活動が生物多様性の保全にどの程度貢献するかについて分析し、それをより有効なものとするためのNGOと政府の役割について明らかにすることである。

このため、本研究では、CSRとして生物多様性保全に取り組む日本企業や国内外のNGOに対してインタビューを行った。

2 企業の生物多様性に対する責務

生物多様性は人類の存続の基盤である。また同時に、企業活動に不可欠な資源や生態系サービスを提供している。一方企業は、その活動をする場合に、土地の改変や汚濁物質の排出などを通じ、生物多様性へ大きな影響を与えている。このため、企業はCSRとして生物多様性の保全に努める責務があると考えられる。

このような企業の責務については、CBD第8回締約国会議(2006年)において採択された「民間部門に条約への参画を促す決議」(CBD/COP8決議VIII/17)でも確認されている。この決議は、「企業の日常の活動は生物多様性へ大きな影響を与えているため、企業がベストプラクティスを採用し促進することは、CBDの目的と2010年目標の達成に向けて顕著に貢献する」との考え方のもと、以下のことを推奨している:①CBDと生物多様性のための国家戦略・計画を支援するた

めの行動を取ること、②生物多様性のためのビジネスの事例を開発・促進し、ベストプラクティス・指標・証明制度・報告ガイドラインや基準を開発し広範な利用を促進すること。

日本の生物多様性基本法（2008年）では、生物多様性保全における企業の責務について、以下のように規定している：「事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする」（6条）とされている。さらに、2007年に改定された生物多様性国家戦略の第3版においても、民間の参画を強く求め、またそれを推進するための施策としてガイドラインの整備などが具体的に盛り込まれている。

2.1 企業の生物多様性への取組みに関する情報開示

企業の持続可能な開発への取組みに関する情報公開は、国内外を問わず推奨されており、生物多様性への取組みに関する情報開示もその枠組みの中で推奨されている。以下、詳しく見ていく。

2.1.1 国際的動向

企業のサステナビリティ報告書の国際的な基準である Global Reporting Initiative (GRI) によるサステナビリティ報告ガイドライン（2006）では、生物多様性に関しては以下の点について報告することを推奨している。

（中核指標）

EN11 保護地域内あるいはそれに隣接した場所及び保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に、所有、賃借あるいは管理している土地の所在地及び面積。

EN12 保護地域及び保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品及びサービスの著しい影響の説明（直接的な影響に加え、間接的な影響（サプライチェーンにおける影響など）を含めて、報告組織の事業活動、製品及びサービスに関連して生物多様性に及ぼす著しい影響を特定する）。

（追加指標）

EN13 保護または復元されている生息地

EN14 生物多様性への影響を管理するための戦略、現在の措置及び今後の計画

EN15 事業によって影響を受ける地区における生息地域に生息するIUCNのレッドリスト種及び国の絶滅危惧種の数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。

しかしながら、世界の企業では、生物多様性の保全を経営方針の中に掲げている企業はあるが、上記のGRIガイドラインに従って情報を公開している企業はきわめてまれである。

しかし一方で、今後企業はこの点において改善をしていく動向がある。ビジネスと生物多様性イニシアティブ(2008)は、「企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う」こと及び「年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門におけるすべての活動と成果を公表する」こととしている。つまり、企業活動が生物多様性に与える影響をすべて公表することを公約しているということである。

産業界が自主的に情報公開のガイドラインを作成する場合もある。その事例としては、国際金属・鉱業評議会(ICMM)がGRIのセクターガイドとして下記を公表することを推奨していることが挙げられる⁽¹⁾。

- ① 改変されたが復元されていない土地の合計(今期初めのバランス)
- ② 報告期間に新たに改変した土地の面積の合計
- ③ 報告期間に新たに復元した土地の面積の合計
- ④ 改変されたが復元されていない土地の合計(今期末のバランス)

しかし、著者が2007年の各社のCSRレポート等を調べたところ、このガイドラインに従ってその所有する土地とその改変面積を公表しているのは、ICMMメンバー23社中7社のみであった⁽²⁾。このように、産業界の自主的なガイドラインは必ずしも遵守されるものではないことがわかる。

2.1.2 日本における動向

日本では、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮法)において、事業者の責務として、「事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努める」(4条)こととされている。

環境省が2007年に作成した「環境報告ガイドライン」では、生物多様性の保全に関する方針、目標、計画、取組状況、実績等については、情報や指標を用いて記載することを推奨し、記載する情報・指標として下記を挙げている。

- ・事業活動に伴う生態系や野生生物への主要な影響とその評価(海外の生物多様性の豊かな地域における開発を含む)
- ・原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響とその評価(影響が大きい業種の場合には、そのプロセスにおける影響も含む)
- ・事業活動によって発生し得る生物多様性への影響を回避ないしは軽減するための取組
- ・所有、賃借、あるいは管理する土地及び隣接地域における生物多様性の保全に関する情報
- ・生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い地域⁽³⁾に所有、賃借、管理している土地がある場合は、その面積と保全状況等

- ・生態系の保全・再生のために積極的に行うプログラム及び目標（生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い土地の買い上げや寄付等による保全活動を含む）

現在のところ、日本においては企業の方針の中に生物多様性保全を掲げている企業は少ないが、多くの企業が本業以外の社会貢献活動として事例を紹介している（宮崎，2007）（社有林の保全、法人の森林制度などを活用した間伐・下草刈などの森林保全活動，国内外での植林活動，絶滅危惧種を保全する団体等への寄付が多い）。しかし、本業が生物多様性へ与える影響について記載している例はほとんどない。

これは、企業と生物多様性との関連や、生物多様性への責任が認識されていないことに根本的な理由があると考えられるが、下記のような問題もある⁽⁴⁾。

- ① 生物多様性保全活動を客観的に評価する指標がない（この点については、FoE Japan（2009）が企業のCSRとしての生物多様性に関する活動を評価する基準を提案している）。
- ② 生物多様性への影響を調べるためには専門知識を有する人材と資金が必要である（専門知識を有する人材の問題については、多くの場合、環境保護を専門とするNGOとのパートナーシップの形成が有効である。この点については後述する。）
- ③ 生物多様性への影響を仮に調べた場合にその結果として具体的にどのような行動が求められるかが想定できない（これを事前に予測できないと社内で調査する意思決定が困難である）；この問題の背景としては、仮に生物多様性への影響を調査した場合には、その結果を外部に開示することによって、外部からの批判を招くことになったり、また、その結果これまでの企業の行動を変える必要性が生じることもあり得るため、企業としてはそのようなリスクがある調査を積極的に行うインセンティブがないという事情もあるであろう。

以上のことから、現状では、企業がCSRとして本業における生物多様性への影響に関する情報を公開することは、多くの場合期待できないであろう。

2.1.3 情報開示の課題

上記のとおり、多くの企業が本業以外の社会貢献活動として事例を紹介しているが、本業が生物多様性へ与える影響について記載している例はほとんどない。また、今後も、企業が本業における生物多様性への影響に関する情報を公開することは、多くの場合期待できない。この結果、多くの企業が社会貢献活動として行っている活動は、本業での生物多様性へ与える影響に対する免罪符、いわゆるグリーンウォッシュ（緑のめっき）行為ではないかとする市民社会やNGOからの疑念を払拭することは困難であろう。

現在のような状況では、企業と市民・NGOとの信頼関係は醸成することが難しく、後に述べるような企業とNGOのパートナーシップの形成を阻害する要因となるであろう。

近年、企業の環境への自主的な取り組みを促進するための政策手法として、情報的手法が採用される例が増えている。例えば、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法) や地球温暖化対策の推進に関する法律における報告・公表システムが挙げられる。すなわち、環境配慮活動をしている事業者は、それが社会的に評価されて競争上有利に働く一方、そうでない事業者は不利な立場におかれるようなシステムを導入することが環境政策として期待されている (大塚, 2008)。

生物多様性に関しても、既に述べたように企業の自主的対応が求められている一方で、社会貢献活動などの情報のみが公開されている現状にかんがみると、企業の自主的対応を促進するため、企業の生物多様性へ与える影響やその取組に関する情報の公開を義務化する新規立法を検討すべきであろう。

2.2 企業が生物多様性保全に取り組むことの意義

多くの企業がCSRとしての生物多様性保全に取り組み始めているが、既に述べたように、本業における生物多様性への影響を定量的に評価し、公表している例はほとんどない。ただ、例外的には、下記のように、企業の事業が生物多様性へ与える負の影響を回避し、最小化し、代償を行うことにより、ネットでの影響をゼロ (ノーネットロス) または正 (ネットゲイン) とする取り組み事例がある。

- ・リオ・ティント (英/豪の鉱山会社) は、生物多様性へのネットでの正の影響 (net positive impact) を与えることを経営方針に掲げている (Rio Tinto, 2008)。マダガスカルにおける鉱山開発においてネットで正の影響を与えることを目標としたプロジェクトを実施している。ただし、マダガスカル政府は、鉱業においてネットで正の影響を与えることを政策としており (IÖR and TUB, 2009)、リオ・ティントの取り組みは法令遵守の範囲である。
- ・ブリストル・マイヤーズ・スクイブ (米の製薬会社) は、生物多様性の豊かな土地を購入し、永久に保全することとしており、2010年までに自社の研究開発、生産、流通や事務所のために使用している土地の総面積と同じ面積の土地を保護することを目標とし、2005年にこれを達成した (Bristol-Myers-Squibb, 2007)。
- ・ウォール・マート (米、小売業) は、土地へのフットプリント (負荷) を相殺 (オフセット) するため、2005年4月から、自社が占有している土地及び2015年までに開発する予定のすべての土地の面積に対し、少なくとも同じ面積の重要な野生動物の生息地を永久に保全する計画を進めている (Wal-mart, 2008)。

では、そもそも企業が自主的に生物多様性保全に取り組むためのインセンティブにはどのよ

うなものがあるのであろうか？これを検討するため、企業のCSRとしての生物多様性への取り組みを以下の三つの典型的な活動に分類し、企業がそれらの活動に取り組むことによって回避できるリスクとチャンスを整理してみる(表1)

(1) 直接影響の軽減：

企業の事業の実施により直接的に生物多様性へ与える影響(工場などの建設工事による影響や、企業の所有地や管理地などにおける生物多様性への影響)を出来る限り軽減する。生物多様性が豊かな地域などは保護区として指定され開発行為が禁止されている。CSRとしては、法令により保護区に指定されていない土地であっても、貴重な生物多様性が存在する土地の開発は回避すべきである。

(2) 間接影響の軽減：

企業がサプライヤーから原材料や部品などを調達する場合、それらのサプライヤーが生物多様性に直接与えている影響は、当該企業にとっては間接的な影響である。企業はサプライヤーの生物多様性保全の方針や活動をチェックし、生物多様性への影響が少ないサプライヤーからの購入を優先することができる。

(3) 社会貢献活動：

企業の社会貢献として、本業外で生物多様性の保全に貢献するもの。企業の所有地の生物多様性を保全すること、従業員などが工場周辺での生物多様性保全活動や植林活動を行うこと、生物多様性保護団体へ寄付することなどがある⁽⁵⁾。

表1 CSRとしての生物多様性保全活動により回避できるリスクとチャンス

CSR活動	回避できるリスク	チャンス
直接影響の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の規制が将来課せられる可能性がある ・影響を受ける人々やNGO等からの批判による評判の低下。この結果として、株主、顧客、消費者などからの信頼性低下や批判 	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減(開発規模の一部回避や縮小などによる) ・技術革新(生物多様性への影響が少ない生産プロセスの開発など) ・政府の規制に対し他社に先んじて対応できればシェアが拡大する ・企業ブランド・従業員の意欲向上
間接影響の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の不足・枯渇によって事業継続が困難となる ・政府の規制が将来課せられる可能性がある ・影響を受ける人々やNGO等からの批判 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の長期・安定確保 ・技術革新(原材料の使用量が少ない製品や生産プロセスの開発など) ・企業ブランド・従業員の意欲の向上
社会貢献活動		<ul style="list-style-type: none"> ・新たなビジネスのチャンスとなる可能性がある(商品開発のための情報収集・交換、ネットワーク作りなど) ・企業ブランド・従業員の意欲の向上

(出所) ボーゲル(2007)などを基に筆者作成

表1に記載された項目の多くは、その取り組みによってどの程度の損害額となるリスクが回避できるか、又はどの程度の財務的な利益が生まれるかを予測することが難しく、実施しても具体的な成果が出てくるには長期間を要する。一方、これらを実施するとなると短期的にはコストが発生する。

ボーゲル(2007)によると、CSR活動と企業の利潤は正の相関があるが、CSRが財務的な価値を生むという実証的な研究はない。また、CSRの取り組みから、財務的なメリットを得られるのは、①CSRが企業の戦略に組み込まれており、市場で独自のブランドを確立している企業か、②社会的に著名なブランドを有しているためにNGO等からの批判によってそのブランドが傷つけられるおそれがある企業である。

以上のことから、現在行われているようなCSRによる生物多様性への取り組みでは、生物多様性保全に向けて一定の進展はあっても、その損失速度を顕著に減少させるとする2010年目標に対して大きく貢献することは難しいと考えるべきであろう。

では、CSRとしての生物多様性への取り組みを一層高めるためには、どうすればよいのであろうか。CSRにおいては、ステークホルダーの期待にどのような対応していくかが大きな課題である。このため、以下では、生物多様性によって便益を受けている市民の代表であるNGOと、生物多様性を保全する政策を実施する責任を有する政府の役割について考察する。

3 NGOの役割

3.1 NGOの活動

市民の代表であるNGOの活動は、伝統的には、政府、一般市民、企業という社会のキーグループそれぞれに働きかけることで、社会を改善しようとするものである。中でも、環境保護を目的とする多くのNGOは、近年、著名なブランドを持ち社会への影響力の強い個別の企業へ働きかけることで、より大きな成果を生み出そうとするところが多くなってきた。これは、現代社会では特に、市場における消費者の需要というのは企業活動によって生み出されたり、刺激されたりする 경우가多く、その意味で特に大企業の社会的責任と影響力は大きいと考えるからである。

NGOが企業に働きかける場合、大きくはロビー活動によるものと、パートナーシップ(協働)によるものに分かれる。特に企業側の意識も高まってきた最近では、NGOと企業がパートナーシップを組んで生物多様性保全活動を実施する事例が増えている。NGO側の利点としては、企業との円滑なコミュニケーションが可能になること、資金の獲得などの利点があり、企業側の視点からすると、保全において必要な専門性や地域特有の知識や、ステークホルダーとのコミュニケーションが確保でき、CSR活動としての評価は高まるという利点がある。NGOと企業とが互いにWIN-

WINの関係を築くものであるから、今後更に拡大する可能性が高いと考えられる。

また、多くの企業が採用する生物多様性保全のための国際的な基準の作成やその認証制度の仕組みの構築も、NGOと企業が共同で行っている場合が多い。例えば、MSC（海洋管理協議会）はもともと、リテール大手のユニバーとWWF（世界自然保護基金）との共同プロジェクトとして始まっている（この共同プロジェクトもともと、別の環境保護団体であるグリーンピースがユニバーのサプライヤーが非持続可能な漁業を行っていることを批判したことから始まっている）。また、鉱業部門では、国際的な事業者団体であるICMM（国際金属・鉱業評議会）などが持続可能な開発のための指針を取りまとめているが、その指針作成においてはNGOとの意見交換を通して彼らの意見を取り入れている。

このように、特に欧米ではNGOが企業や社会全体に与える影響力は大きく、その活動が企業のCSRを促進することに貢献している。今後日本において企業のCSRとしての生物多様性保全が進むためには、NGOが一層企業に対し働きかけを行っていくことが必要であろう。このようなNGOの活動としては、既に述べたように、企業に対して対立する活動をメインとするのではなく、企業とのパートナーシップを模索する傾向にある。以下では、NGOと企業とのパートナーシップに焦点を当て、NGOが企業とのパートナーシップをどのように考えているかについてのインタビュー結果を述べるとともに、NGOと企業とのパートナーシップの事例を挙げて、生物多様性保全への貢献の可能性を検討する。

3.2 企業とNGOとのパートナーシップの意義

2008年10月にバルセロナで開催されたIUCN（国際自然保護連合）総会フォーラムでは、多くの企業とNGOが相互のパートナーシップについて発表を行った（著者2名もこのフォーラムに参加し、NGOへのインタビューを行った）。パートナーシップの成功条件として、NGOが企業に対して挙げる条件は様々であり、ほとんどのNGOに共通していたのはトップからのコミットメントがある、ということであった。より具体的な条件としては、例えば、UNDP、UNEPなどが主催しているSEED（Supporting Entrepreneurs for Environment and Development）から挙げられたパートナーシップ成功への8つの条件がある：①パートナーとなる企業のリーダーシップ、②パートナーシップ管理能力、③事業コンセプト、④事業とマーケティング能力、⑤経済、環境、社会的利益の3つのボトムラインの確保、⑥収益の獲得と分配、⑦地域コミュニティの参画、⑧リスクマネジメントである。しかし、これほど明確な指標を持っているところは少なく、ほとんどのNGOはこれまでのネットワークを通じてつながりのある企業とのお互いの歩み寄りでパートナーシップを組んでいるようである。

パートナーシップの事例として最もよく見られるのは、企業がNGOの保全活動を資金提供で

支援するというものである。例えば、ワイルドライフ・コンサベーション・ソサイエティー(WCS)は、金融企業のゴールドマンサックス社と共同で、チリの長期景観管理を実施している。ゴールドマンサックス社は、WCSが会員から集めた資金と同額をWCSに寄付する仕組みである(マッチングファンドと呼ばれる)⁽⁶⁾。こうしたケースでは、企業の貢献はどちらかと言えば社会貢献的なものになるだろう。

企業がNGOの活動を支援するのは逆に、NGOが目的の合致する企業の保全活動を支援する場合もある。前述のリオ・ティント社は、ネットポジティブインパクトを実現するために、バードライフ・インターナショナル、アースウォッチ、コンサベーション・インターナショナルなど多くのNGOと協働し、現地での保全活動を行っている。こうした場合、NGOの多くはすでに対象となる種や生態系の保全を行っているか、その保全が団体のミッションに合致していることが多く、こうしたパートナーシップは生物多様性へ影響を与える企業活動の改善によって生み出される成果も含め、保全効果は高くなる傾向があるだろう。

また、NGOからのロビー活動の末、協働関係に入り取り組みを改善している企業も多い。特に欧米では、B&Q、ホーム・デポなどDIY会社の多くは、持続可能でない木材を扱っているとしてレインフォレスト・アクションネットワークをはじめとする多くのNGOから抗議を受けたが、その後NGOとの対話により木材調達方針を改善し、現在では非常に優秀な調達方針を持っている。FSC(森林管理評議会)などの認証製品も積極的に購入しており、生物多様性の保全においてその実質的效果は非常に高かったと言える。

一方、パートナーシップを組むこと自体がNGOの独立性と発言力に影響を及ぼすとしているNGOもある(例:グリーンピース)。このようなNGOはロビー活動を中心としている。こうしたNGOは企業の実情を理解していないとする意見も多々あるが、対決姿勢しかとらないという団体は少なく、実際には何らかの改善策を合意する場合も多い。前述のように企業は進んで自らが生物多様性に与える影響を明らかにし公表しようとしないう傾向があるため、NGOの圧力は最初のきっかけとして非常に重要な役割を果たしている。実際に、ユニバーとMSC、B&Qやホーム・デポとレインフォレストのように、結果的に企業・NGOの双方が歩み寄り、場合によってはパートナーシップを結んでいる例が多くある。

以上のことから、日本において企業による生物多様性の取り組みを促進していくためには、NGOが情報公開を企業に求めていくことが第一段階として必要となるであろう。その際には、どのような指標を用いて調査し、公表するかが課題となるが、この点については、FoE Japan(2009)が作成した評価基準を使って評価し、具体的な改善を提案していくことが考えられる。ただ、NGOの働きかけにはもちろん拘束力はなく、すべての企業を対象とすることは不可能であるため、その生物多様性への貢献には限度がある。また、自主的に取り組む企業は、そうでない企業に比べてコストが上昇するが、現状では、本業で生物多様性保全に貢献することが社会的に高く

評価されて市場での競争上有利となるということがないため（逆にコストを負担する分、競争上不利となる）、企業が生物多様性保全へ取り組みにくいのが現状である。このような事態を変えていくための方策として、政府の政策や規制の役割について、次に検討する。

4 政府の役割

以上で見たように、現状では、企業がCSRとして取り組む活動は、NGOによる企業への働きかけやパートナーシップ形成があれば、ある程度の進展はあるであろうが、生物多様性の保全へ大きく貢献することは期待できない。

企業の事業活動が生物多様性へ与える影響は、既に見たように、直接影響、間接影響、社会貢献活動の3つがある。以下では、それぞれについて持続可能性を実現するためには企業の自主的な取り組みでは困難と思われることを整理し、その中で政府が果たすべき役割を考察する。

4.1 直接影響

土地の改変などによる生物多様性への影響は、出来る限り回避し、最小化し、その後に残る影響は代償するというミティゲーションの優先順位に従った対策が基本である。このようなミティゲーションがどの程度まで行われるかは、各国の環境影響評価制度や自然保護制度などに大きく依存する。

4.1.1 外国の制度

米国で1972年に成立した「水質浄化法」(Clean Water Act)の目的は、国家の水域の化学的、物理的、生態学的に健全な状態を回復し、維持することである。同法は、その目的のため、水域へ物質を投棄することを禁止しており、開発のために湿地を埋め立てる際には404条に基づく陸軍工兵隊の許可を必要とした。1990年代には急速に減少が進んでいる湿地を保全するため、そのノーネットロス (no net loss) が連邦政府の政策目標となり、開発事業が湿地に対する影響を回避し、最小化する努力を行った後に残った不可避の影響について代償ミティゲーション（代替する場所での湿地の復元・創出・保存）を行うことを開発許可の条件とした。その代償ミティゲーションの方法としては、①開発者自らが代替地の湿地を復元・創出・保全する、②第三者が湿地の復元・創出・保全を行うことによって設置するミティゲーションバンクからクレジットを購入する、③負担金 (in-lieu fee) を支払う⁽⁷⁾、という三つが認められている。ミティゲーションバンクとは、「将来の湿地の損失を代償するために販売又は交換される湿地を創出、復元又は改善すること」をい

い (Marshら, 1996), 405件 (43,549ha) のミティゲーションバンクが承認されている。

また, 1973年に制定された「絶滅危惧種法」(Endangered Species Act; ESA)の下では, 内務省魚類野生生物局 (USFWS) は, 同法に指定されている絶滅の危機にある種 (指定種) の捕獲や, その種への危害や死をもたらす生息地の変化や劣化を禁止している。この中で, 開発行為が付随的に指定種に危害を加えるおそれがある場合には, USFWSの許可が必要となる。その許可を得るためには, 開発業者は保全計画を策定する必要があり, その計画の一つとして, 当該絶滅危惧種を保存するために第三者が設置する「コンサベーションバンク」を利用することにより, 開発行為が指定種に与える影響をオフセット (相殺) することが可能とされている。

コンサベーションバンクは, 他の同じ資源価値を持つ土地で起きる影響をオフセットするために, 「保全地役権」(conservation easement)⁽⁸⁾によって永久に保全・管理される土地である (USFWS, 2003)。米国では, 100以上のコンサベーションバンクが絶滅危惧種法によって承認されている⁽⁹⁾。コンサベーションバンクは, その保全によって生まれるクレジットを販売することで収入を得ることができ, 土地の所有者に対し生物多様性保全のインセンティブを提供するものである。しかし, コンサベーションバンクは, 現存する生態系をそのまま保全するものであるため, 開発により生態系の面積は減少する。

以上のように, 米国の制度は, 水質浄化法により湿地のノーネットロス, 絶滅危惧種法により絶滅危惧リスクのノーネットロスが政策目標となっており, 開発による影響を回避, 最小化した後の影響については代償を行うことが義務化している。また, その義務の履行のためには, 開発事業者は自ら代償措置を講じるか, 第三者 (ミティゲーション/コンサベーションバンク) が行う保全措置からクレジットを購入するかによって行うこととなっており, 排出権取引と類似した経済的手法が採用されていることが特徴である。

また, 近年, 米国以外の国でもノーネットロス政策及びそれを実現するための代償ミティゲーションが普及しつつあり, それらの国では「代償ミティゲーション」を「生物多様性オフセット」と称することが多い。EUでは, 2010年までにEUの生物多様性の減少を止めることを政策目標としており (2001年欧州理事会), Habitat Directive (1992年) やBird Directive (1979年) により全加盟国に対して生物多様性オフセットを義務づけており, ドイツ, イギリス, オランダ, オーストラリア, ニュージーランド, カナダ, ブラジル, メキシコなどの国では, ノーネットロス为目标とした生物多様性オフセットが既に制度化されている (田中・大田黒, 2008)。

4.1.2 日本の制度

日本においては, 米国で導入されているようなノーネットロス政策は導入されていない。環境影響評価法 (1997年) では, 事業者は「環境保全措置」(米国でのミティゲーションに相当するもの) を実施することとされている。この「環境保全措置」は, 対象事業の実施により選定項目に関わ

る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者が実行可能な範囲内で、その影響を回避し、又は低減すること、及び、その影響に係る各種の環境保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものである。

この場合、環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響を「回避」し、又は「低減」することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じその事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を「代償」するための措置を検討することとされている。

なお、環境保全措置の検討にあたっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理することとされている。

日本では、以上の通り、代償は努力義務であって、義務化されていないため、開発事業に伴う軽微な影響は無視されることとなる。環境影響評価は、プロジェクトごとに実施されるため、それぞれの影響は軽微であったとしても、それらが累積することによって大きな影響となる可能性がある。

このような日本の環境影響評価制度に対しては、事業実施前の段階の手続きであるために、後戻りができず、効果がモニタリングによって証明されない代償措置で済まされることが多く、「軽微な影響」や「移植等の保全措置により…」という表現でごまかされ、自然破壊が粛々と進められていくとの批判がある（大野，2009）。

環境省版レッドリスト（平成19年11月）によると、日本の絶滅危惧種は3,155種である。しかし、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）において国内希少野生動植物種として定められているのはわずかに73種である。第三次生物多様性国家戦略（2007年11月）では、「レッドリスト見直しによって絶滅のおそれのある種とされたもののうち、人為の影響により、その存続に支障を来すほど個体数が著しく少なくなっている種など、法律による規制などの対応が必要な種を選定し、…新たに15種程度の指定を目指」している。すなわち、絶滅危惧種のうちで絶滅の恐れが高い少数のものは法律で保護するが、その他の大部分の絶滅危惧種については、自主的な保護に任されている。

このような政策では、日本における種の絶滅を防ぐことは難しいであろう。まずは、未指定の多くの絶滅の恐れのある生物種を種の保存法によって速やかに指定を行い、その生息地保護を含めた法的保護を抜本的に拡充する必要があるであろう。そのうえで、予防原則に則り、絶滅危惧種が生息する土地や湿地などの生物多様性の保全上重要な地域については、米国や欧州などで導入されているノーネットロス政策の導入を検討するべきであろう。

4.2 原材料調達における生物多様性への影響

日本企業はその経済活動を支える原材料の多くを海外に依存していることから、そのサプライヤーを通じて間接的に海外における生物多様性へ影響を与えている。また、企業の与えるこのような間接影響は生物多様性保全のみならず、地域社会にも及んでいる。

このため、例えば、海外における原料採取において、現地の生物多様性の保全や現地住民・先住民族の人権を侵害している場合や、現地の人々に対して公正な利益配分を行っていない場合には、社会的に厳しく批判され、その結果として、企業は大きな対価を支払わざるを得なくなるリスクがある。

一方、原料そのものである生物資源の管理が持続可能でなく当該生物種が絶滅すれば、それらを原料として依存している企業はその事業の継続が困難となるリスクがある。

このようなリスクを回避するためには、企業はまず原材料調達における生物多様性への影響などを調査し、現地における持続可能な資源管理を確立する必要がある。このような資源管理の実現は、現地社会の発展に不可欠であり、同時に、企業にとっても資源の安定的・長期的な確保のために極めて重要である。

しかし、多くの日本企業は、海外における原材料の採取段階まで遡ってサプライチェーンにおける生態系への影響を調査してはいない。これは、企業内においてサプライチェーンに関する企業の責任が十分認識されていないことが根本的な原因であるが、このような調査は単独では実施が困難であり、かつ膨大なコストがかかるという事情がある。このため、複数企業が協力し、また、現地の生物多様性や社会に通じているNGOと協働することが現実的に有効な手段であろう。

企業がNGOに協力して、原料採取における生物多様性保全への配慮のために持続可能な資源管理を実施している例としては、FSC(森林管理協議会)、MSC(海洋管理協議会)、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)などがある。コーヒーやカカオなどについても持続可能な農業に対し、食品メーカーが現地社会の支援を実施している例がある。

このような持続可能な資源管理が市場で普及するためには、これを購入者側である企業が優先的に購入することが効果的である。日本では、企業における調達に対しては、国のグリーン購入法や、民間団体であるグリーン購入ネットワーク(GPN)が果たす役割が大きい⁽¹⁰⁾ことから、国やGPNが、調達基準を改訂していくことが求められる。また、効果の高かった熱帯林の違法伐採材キャンペーンのように、NGOが引き続き大手企業の調達方針を監視し、その改善を働きかけていくことも有効であろう。

しかし、現状は、例えばFSCなどの森林認証は、熱帯林の2.6%を占めているにすぎない。その主な理由には、開発途上国では、持続可能な管理の認証を受けることに費用がかかることがある。

現状では、持続可能な管理によって得られた原料もそうでないものも自由に取引が可能であるため、開発途上国における持続可能な管理を行うための追加的なコストを吸収できる市場になっていない。また、仮に開発途上国において持続可能な資源管理を法的に義務化しようとしても、その実施を確保することは容易でない。

国際貿易が原因となって生じている生物多様性の損失に対しては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)において、その附属書に掲げられた生物種の国際取引を規制することが前例としてある。しかし、絶滅のおそれが明らかとなった段階で、国際取引の規制を行うことは効果が限定的である。生物多様性保全を有効なものとするためには、生物多様性の視点から持続可能な管理を行っている原材料の国際取引のみを適法とし、そうでないものを違法として取り締まる法的拘束力のある国際条約を検討する必要があるであろう。

4.3 本業外の社会貢献活動における影響

既に述べたように、ほとんどの企業は本業における生物多様性への影響を明らかにしていない。この状態で、社会貢献活動として生物多様性保全に取り組み、その成果を公表しても、その企業の取り組みが真に保全に貢献しているかどうかは判断できない。従って、まずは、企業は本業が生物多様性へ与えている影響を公表することが先決であり、それを法的に義務化する必要があるであろう。

その上で、FoE Japan (2009) が示したように、企業が行う社会貢献活動としての生物多様性保全活動は、本業において企業が生物多様性に負の影響を与えている場合には、それを軽減するものとし、結果として、企業活動全体におけるネットゲインにつながっていることを明らかにすることが適当であると考えられる。

5 結論

現状の企業のCSRでは、生物多様性保全はある程度は進むであろうが、大きな貢献は期待できない。企業が生物多様性保全へ大きく貢献するためには、企業がNGOとの協働を進めていくとともに、下記のような政府の規制を検討する必要がある。

- ・企業が生物多様性へ与える影響を把握し、それを公表することを義務化する法制度の導入
- ・絶滅危惧種が生息する土地や湿地などの生物多様性の保全上重要な地域における生物多様性へ影響を与える開発事業に対しては、官民を問わず、生物多様性のノーネットロスを目標に掲げ、生物多様性への影響を回避、最小化することを優先的に実施し、その後に残る

影響については代償措置を義務化する法律の制定

- ・採取において生物多様性へ影響を与える原材料の貿易取引において、生物多様性や人権に配慮した原材料のみを適法とし、そうでないものは違法取引として取り締まる、法的拘束力のある国際条約の制定

本研究では、現世代も将来世代も共に健全な生物多様性の恩恵を受けられるよう、加速的に進行する生物多様性の損失をできるだけ早期に止めるため、企業と市民・NGOが協力するとともに、企業の取り組みを促進するための政策を提案した。

本研究の成果が、企業、市民・NGO、政府などの関係者において今後の生物多様性保全政策のあり方の議論のきっかけとなることを期待したい。

注

- (1) GRI第2版(2002年)では、「EN23.生産活動や採掘のために所有、賃借、管理している土地の全量を報告すること」とされていたが、これはGRI第3版(2006年)では削除されている。
- (2) BHP Billiton(豪)、Anglo American(英)、Rio Tinto plc(豪/英)、Xstrata(英)、Newmont Mining Corp(米)、Harmony Gold Mining(南アフリカ)、Boliden AB(スウェーデン)が公表している。
- (3) 国立公園、国定公園、地方自治体の指定した保護区域、世界遺産条約やラムサール条約等国际条約による指定地域、希少な野生生物の生息・生育地等が相当する。
- (4) 筆者が主要な日本企業数社のCSR担当者に行ったインタビューによる。
- (5) 地球・人間環境フォーラム(2008)によると、日本企業は社会貢献活動として自然保護や植樹活動などは比較的熱心に行なって来た。しかし、例えば植樹活動においては、生物多様性の保全という観点からは問題のある活動も多く、単に緑や樹木を増やすことだけに熱心なあまり外来種を植樹したり、自生種であっても単一樹種のために生態系としては多様に乏しく、他の生物に多様な住み処を提供することにはなっていなかったり、あるいはクローンを一斉に植樹するなど種内の多様性はかえって低下していたりするなどの問題が見られるという。
- (6) WCS職員へのインタビュー(2008年10月)による。
- (7) 負担金を管理する機関は、ミティゲーションを開始するのに十分な負担金が集められた段階で、ミティゲーションを開始する。このため、この実施は、失われる湿地と直接的にリンクしていないなどの問題点が指摘されており、2008年の新しいガイドラインでは、ミティゲーションバンクとの違いを縮小するための措置が導入された。
- (8) 「保全地役権」とは、土地所有者がその所有する土地の開発の権利を放棄し、その土地の利用に制約を受けることに合意した土地所有者と地役権者との間の契約であり、生態学的な資源を永久に保全するために成立した記録された法的な文書であり、コンサベーションバンクとしての特定の生息地の管理の義務を要求するものである(USFWS, 2003)。
- (9) 米国ミティゲーションバンク協会主催「米国ミティゲーション・生態系バンク会議」(2009年5月)における発表資料による。
- (10) 例えば、GPNの「オフィス家具」購入ガイドラインでは、家具に用いられる木質系材料は、違法伐採でないこと/地域住民など利害関係者等と重大な係争がないこと/天然林を近年になって人工林に転換した土地でないこと/持続可能な生産ができていないこと/生物多様性に配慮していること(主に天然林について)等について配慮し、適切に管理された森林等から得られた木材であることを確認することが推奨されている。

参考文献

- [1] 大塚直 (2006) 環境法 <第2版> 有斐閣
- [2] 大野正人 (2009) 運用10年を迎えた環境影響評価法が改正されます! 「自然保護」No. 508 日本自然保護協会
- [3] 国際連合, Millennium Ecosystem Assessment (MA) (2005) Ecosystem and Human Well-being, Synthesis
和訳: 横浜国立大学21世紀COE翻訳委員会責任翻訳「国連ミレニアム エコシステム評価—生態系サービスと
人類の将来」オーム社
- [4] 田中章 (2002) 米国のハビタット評価手続きHEP誕生の法的背景, 環境情報科学, Vo.31, No.1, 37-42
- [5] 田中章 (2006) HEP入門<ハビタット評価手続き>マニュアル 朝倉書店
- [6] 田中章・大田黒信介(2008) 諸外国における自然立地のノーネットロス政策の現状, 環境アセスメント学会
2008年度研究発表会要旨集, 47-51.
- [7] 地球・人間環境フォーラム (2008) 平成19年度環境省請負調査 第三次生物多様性国家戦略実施に向けた民
間参画等推進調査 地球・人間環境フォーラム
- [8] ビジネスと生物多様性イニシアティブ (2008) リーダーシップ宣言—国連生物多様性条約実施に向けて—(環
境省仮訳)
- [9] ボーゲル (2007) 企業の社会的責任 (CSR) の徹底研究 (小松他訳) 一灯社
- [10] 宮崎正浩 (2007) 生物多様性に対する企業の社会的責任 (CSR) —欧米企業との比較による日本企業の取組の
現状と課題 『サステイナブルマネジメント』6巻2号 環境経営学会
- [11] Bristol-Myers-Squibb (2007) 2006 Sustainability Website Contents "[http://www.bms.com/sustainability/
environmental performance/Pages/biodiversity and land use.aspx](http://www.bms.com/sustainability/environmental%20performance/Pages/biodiversity%20and%20land%20use.aspx)"
- [12] FoE Japan (2009) 平成20年度環境省請負調査 企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関するフィー
ジビリティ調査 調査報告書, 国際環境NGO FoE Japan
- [13] Global Reporting Initiative(2006) GRIサステナビリティ レポーティング ガイドライン
- [14] Leibniz Institute of Ecological and Regional Development (IÖR) and Berlin University of Technology
(TUB) (2009) International Approaches to Compensation for Impacts on Biological Diversity,
- [15] Marsh, L. L., Porter, D.R. and Salvesen, D.A. (ed) (1996) Mitigation Banking, Island Press, Washington
D.C.
- [16] Rio Tinto (2008) 2007 Annual Report
- [17] Wal-mart (2008) Sustainability Progress to Date 2007-2008

* 本研究は科研費補助金基盤(c) (20530357) 及び跡見学園特別研究助成費の助成を受けたものである。ここに記して御礼申し上げます。

